

平成23年度

監査結果の公表

【問合せ先】 監査委員事務局 (☎65・1136)

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成23年度定期監査及び随時監査の結果を公表します。

平成24年4月1日

町監査委員 松隈 英之助

神崎 はな子



監査の対象

各課等における平成23年度の財務等に関する事務の執行状況です。

監査の結果

事務等の執行において、一部不適切な執行がなされているものが見受けられましたので、次のように検討・改善するよう指摘し、回答されたものです。

【企画財政課】

定期監査(平成23年5月16日～19日)

● 西田清流公園の維持管理について

西田清流公園において、トイレの洗浄が故障しているため、水を入れたバケツが準備され、また、丸太橋の床板の一部が腐食しています。

これらについて、地元から報告がないため処置されていません。町としては、不具合事項等の情報が適宜に入るようにするとともに定期的に点検することが必要です。

▼ 回答(平成23年5月25日)

指摘の故障箇所等につきまして、は、早急に修理を行います。また、

今後の維持管理につきましては、指摘の事項を含め適切な管理に努めてまいります。

【住民課】

定期監査(平成23年6月8日～10日)

● 指摘事項はありませんでした。

【保育所】

定期監査(平成23年10月17日、19日～20日)

● 受払簿の記入について(土師保育所)

物資受払簿の「米」の記入において、払出は記入されていますが、受入及び残量が未記入です。本件は、在庫管理の基となりますので、必ず正確に記入し、管理してください。

▼ 回答(平成23年10月28日)

物資受払簿の記入方法を見直し、受入・払出・残量を正確に把握するとともに、1カ月に2回程度、園長又は栄養士による受払簿等の確認を行い、チェック体制を整えることとします。

【学校教育課】

定期監査(平成23年11月14日、16日～18日)

● 共同調理場の納品書・請求書の整理について

納品書綴りに請求書があったり、日

付のない納品書を受領したり及び納品書の内容が重複しているものと同じ簿冊に綴じています。

また、支払時期が遅いので再度請求され同じ請求書があったりします。

今年度2重払いがありました。再度起きないように綴じ方、発注方法などを工夫し、実施することが必要です。

▼ 回答(平成23年12月5日)

今般の2重支払は、請求に基づく支払の遅延が主因で発生した事案であり、今後は、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」第6条(30日以内の支払い)に準拠した事務処理を行うよう指導・監督を実施していきます。

● 嘉穂郡学校給食会への助成金の管理について

平成22年度一般会計等の決算の意見書(平成23年9月6日)において「嘉穂郡学校給食会への助成金を同会則に基づき予算書の作成・決算・議決もせず、使用していること。」を指摘した後も、事務局は、平成23年度の助成金に係る予算の議決を得ず、かつ会長(教育長)に報告せずに助成金を使用しているのは、極めて遺憾です。早急かつ的確に処理するとともに厳重に指導してください。